

告示

下記のとおり、放置自転車の廃棄を行う。放置自転車の所有者は廃棄予定日までに学務課へ申し出ること。

記

1 廃棄対象自転車

放置自転車78台(11月2日現在)

2 一時保管場所

自転車置場の北側(仕切板、ビニール紐にて囲んだ中)

3 廃棄予定日

平成24年11月30日以降に廃棄

平成24年11月12日

首都大学東京荒川キャンパス管理部長